

当書面は、交付目論見書の内容ではございません。  
投資家の皆様に、信託終了（繰上償還）の手続きを行うことをお知らせするものです。

平成 28 年 11 月 22 日

投資家の皆様へ

プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

「P R U グッドライフ 2040（愛称：順風満帆）」  
信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、追加型証券投資信託「P R U グッドライフ 2040（愛称：順風満帆）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり、信託を終了（繰上償還）させていただく予定ですでの、お知らせいたします。

当ファンドの取得申込みに際しましては、下記の信託終了（予定）の内容を十分ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 信託終了（繰上償還）の理由

当ファンドは、平成 28 年 10 月 28 日現在（純資産総額約 35 百万円、受益権口数約 28 百万口）、受益権口数が 1 億口を下回る状態が継続しております。また、今後につきましても、純資産総額の大幅な増加は見込めない状況にあるため、運用方針に沿った効率的な運用が困難な環境が続くことが見込まれます。弊社といたしましては、これらの状況を総合的に勘案し、運用を継続するよりも信託を終了することが受益者の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

2. 信託終了（繰上償還）の手続きおよび日程

① 公告日（日本経済新聞）	平成 28 年 11 月 25 日
② 異議申立期間	平成 28 年 11 月 25 日から平成 28 年 12 月 26 日まで
③ 信託終了（繰上償還）の可否決定	平成 28 年 12 月 27 日
④ 買取請求期間	平成 29 年 1 月 5 日から平成 29 年 1 月 25 日まで
⑤ 信託終了日（予定）	平成 29 年 1 月 31 日

平成 28 年 11 月 25 日現在の当ファンドの受益者（平成 28 年 11 月 22 日までに取得申込みの受付が完了された方が対象となります。）であり、繰上償還に異議のある方は、異議申立期間中に、書面により異議を申立てすることができます。

異議申立てをされた受益者の受益権口数が、平成 28 年 11 月 25 日現在における当ファンドの受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、平成 29 年 1 月 31 日をもって信託を終了いたします。

異議申立てをされた受益者の受益権口数が、平成 28 年 11 月 25 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合は、繰上償還は行いません。この場合、異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞へ公告いたします。

以上

# PRUグッドライフ2040

(愛称:順風満帆)

追加型投信／内外／資産複合

## 商品分類及び属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券(資産複合 資産配分変更型(株式、 債券、短期金融商品)))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。

◆商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネットホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「PRUグッドライフ2040」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成28年3月10日に関東財務局長に提出しており、平成28年3月11日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成28年9月9日に関東財務局に提出しております。
- 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資家からの請求により販売会社から交付されます。請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。

## ファンドに関する照会先

PRUホットライン： 03-6832-7111

(受付時間：営業日の9:00～17:00 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業)

ホームページ：<http://www.pru.co.jp/>

委託会社[ファンドの運用の指図を行う者]

受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社 株式会社りそな銀行

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第392号

設立年月日 2006年4月19日

資本金 219百万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額 1兆9,672億円  
(資本金、運用純資産総額は2016年7月末現在)

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# □ ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

「PRU国内株式マザーファンド」、「PRU国内債券マザーファンド」、「PRU海外株式マザーファンド」、「PRU海外債券マザーファンド」受益証券への投資を通じて、わが国の株式・公社債等および海外の株式・公社債等への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ投資信託財産の中・長期的な成長を目指します。

## ファンドの特色

- 1 4種類のマザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式・公社債等および海外の株式・公社債等への分散投資を行います。

PRU国内株式 マザーファンド	わが国の株式を中心に投資を行い、東証株価指数(TOPIX) <sup>*1</sup> の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
PRU国内債券 マザーファンド	わが国の公社債を中心に投資を行い、NOMURA-BPI(総合) <sup>*2</sup> の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
PRU海外株式 マザーファンド	日本を除く世界の主要国の株式を中心に投資を行い、MSCI KOKUSAIインデックス <sup>*3</sup> (円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
PRU海外債券 マザーファンド	日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、シティ世界国債インデックス <sup>*4</sup> (除く日本)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

\*1 東証株価指数(TOPIX=Tokyo Stock Price Index)とは、わが国の代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部銘柄の基準時(1968年1月4日終値)の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。TOPIXの指値およびTOPIXの商標は、(株)東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXの商標または標章に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIXの指値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。(株)東京証券取引所は、当ファンドの運用成果等に関し責任を負いません。

\*2 NOMURA-BPI(総合)とは、野村證券株式会社が公表している国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出され、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、安全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

\*3 「MSCI KOKUSAIインデックス」とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国で構成されています。また、MSCI KOKUSAIインデックスに対する著作権及びその他知的財産権は、全てMSCI Inc.に帰属します。MSCIでは、かかるデータに基づく投資による損失に一切責任を負いません。

\*4 「シティ世界国債インデックス」は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

## □ ファンドの目的・特色

2

基本ガイドラインに基づいてポートフォリオを変更します。

基本ガイドラインは、当ファンドの償還時期に向けて、実質的に組入れている株式の組入比率を漸減させ、公社債および短期金融商品の組入比率を漸増させることにより、償還直前には実質的な組入れが短期金融商品100%となるように変化します。これにより、償還日に近づくにしたがって株価等の変動リスクを低減させた、安定的な運用に移行します。

	当初設定時 (平成13年3月16日)	当初設定日から 約15年経過時 (平成28年4月1日)	償還直前
PRU国内株式 マザーファンド	50.0%	31.250%	0.0%
PRU国内債券 マザーファンド	14.5%	40.750%	0.0%
PRU海外株式 マザーファンド	30.0%	18.750%	0.0%
PRU海外債券 マザーファンド	2.5%	6.250%	0.0%
短期金融商品	3.0%	3.000%	100.0%

※市況動向等の変化によっては、基本ガイドラインを見直す場合があります。

- 当ファンドは、クオンティティティブ・マネジメント・アソシエイツ社より助言を受け、運用を行います。

- クオンティティティブ・マネジメント・アソシエイツ社は2004年7月に、PGIM インクのクオンティティティブ・マネジメント・チームが独立することにより設立されました。なお、同社はPGIMインクの100%子会社です(以下の説明は、同社の前身であるPGIMインクのクオンティティティブ・マネジメント・チームに関するものを含みます。)。
- 1975年よりクオンツ運用を開始し、その運用資産額は約1,111億米ドル(約12.5兆円)にのぼります。
- 1979年より、株式インデックス運用を開始、運用経験豊富な投資プロフェッショナルにより、投資先の市場の特性に合わせた運用が行われています。(クオンティティティブ・マネジメント・アソシエイツ社に関する情報は平成28年3月末現在のものです。為替換算レート:1米ドル=112.39円)

## □ ファンドの目的・特色

3

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4

当ファンドの償還日は、平成52年(2040年)12月10日です。

5

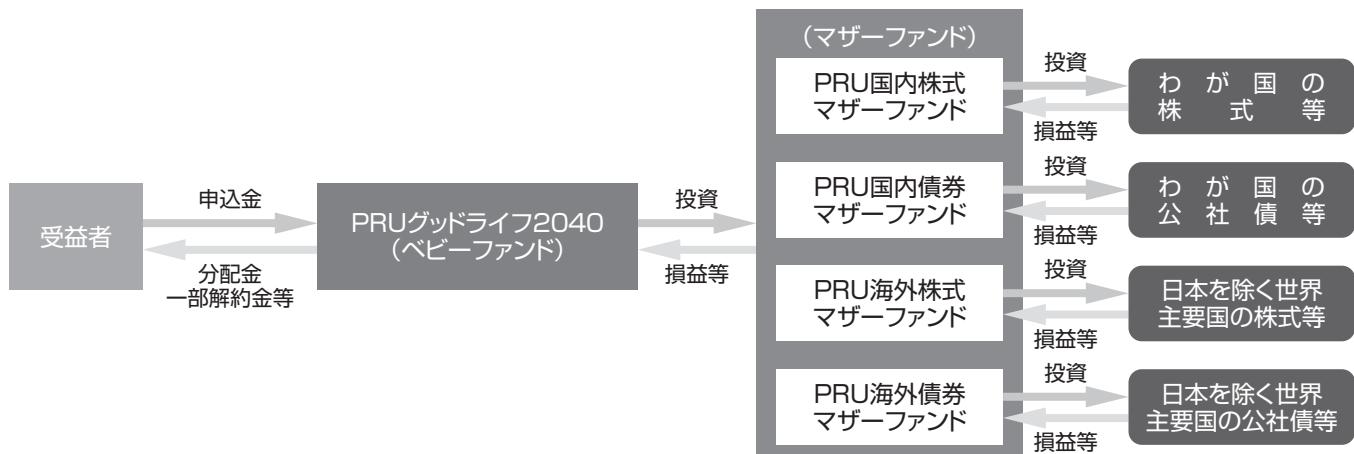
年1回(原則、12月10日。)決算し、収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

- ファミリーファンド方式では、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行います。
- マザーファンドの運用成果は、すべてベビーファンドに反映されます。



(注) 自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金(税控除後)は、原則として、自動的に再投資されます。

## 主な投資制限

- ・株式への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の60%以下とします。

# 投資リスク

## ■基準価額の変動要因

当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は変動し、これらの運用による損益はすべて受益者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資に際しましては、当ファンドのリスク・留意点を十分ご理解の上お申込みください。

※なお、下記は、当ファンドの投資に際しての主なリスクです。すべてのリスクを網羅しておりませんので、ご注意ください。

## 資産配分リスク

当ファンドでは、基本ガイドラインに基づいてポートフォリオを構築し、各マザーファンドへの資産配分を行います。また、この基本ガイドラインは、当ファンドの償還時期が近づくにしたがって、実質的に組入れている株式の組入比率を漸減させ公社債および短期金融商品の組入比率を漸増させることにより、時間の経過とともに株価等の変動リスクを低減させる運用を目指します。

この資産配分は当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、収益の悪い資産で運用するマザーファンドへの配分が大きい場合や複数またはすべての資産価値が下落する場合には、各マザーファンドの投資成果が各資産のベンチマークと同等あるいはそれ以上のものであったとしても、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

## 株価変動リスク

株式等の価格動向は、国内外の政治・経済情勢の影響を受けます。このため当ファンドが実質的に組入れている株式の値動きにより基準価額は変動します。また、当ファンドが実質的に組入れている株式を発行する企業が倒産や業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、当ファンドに重大な損失を生じさせることができます。

## 金利変動リスク

一般的に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

## 信用リスク

公社債、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品の発行体が経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。

一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

## カントリー・リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受けることにより、基準価額が下がる要因となる可能性があります。

## 為替変動リスク

一般的に、外国為替相場が対円で下落した場合には、ファンドの基準価額が下がる要因となります。なお、当ファンドでは、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。このため、円と投資対象国通貨の為替レートの変化が、ファンドの資産価値に影響を与えます。

●投資対象とするマザーファンドにおける資金流入出等により、当該マザーファンドの価額が下がる場合があり、ファンドの基準価額が下がる要因となります。

# 投資リスク

## ■分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## ■他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

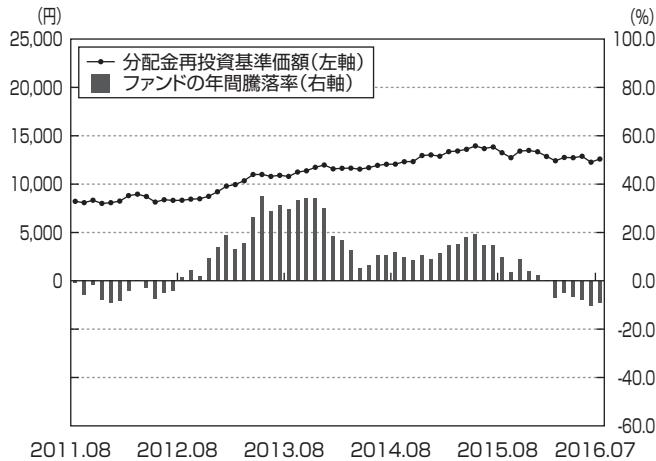
## ■リスクの管理体制

運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認はコンプライアンス部が行います。全体的な運用状況の管理は投資運用本部が行います。運用に関するリスク管理およびパフォーマンス分析については、業務統括部が行います。これらの各部の情報は、原則として月1回開催される運用リスク管理委員会に報告され、その内容の確認・検討が行われた後に各部にフィードバックされ、その後の業務に反映されます。

# 投資リスク

## (参考情報)

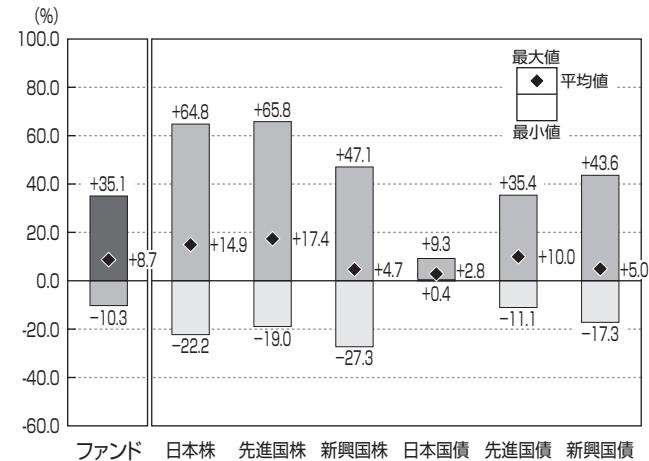
### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2011年8月から2016年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

#### ●各資産クラスの指標

日本株…… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株… MSCI KOKUSAIインデックス(配当込み)

新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

日本国債… NOMURA-BPI国債

先進国債… シティ世界国債インデックス(除く日本)

新興国債… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド指数

(注)海外の指標は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指標を採用しています。

#### ●東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX=Tokyo Stock Price Index)とは、わが国の代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部銘柄の基準時(1968年1月4日終値)の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。TOPIXの指標値およびTOPIXの商標は、(株)東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXの商標または標章に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIXの指標値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指標値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。(株)東京証券取引所は、当ファンドの運用成果等に関し責任を負いません。

#### ●MSCI KOKUSAIインデックス(配当込み)

「MSCI KOKUSAIインデックス」とは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国で構成されています。また、MSCI KOKUSAIインデックスに対する著作権及びその他知的財産権は、全てMSCI Inc. に帰属します。MSCIではかかるデータに基づく投資による損失に一切責任を負いません。

#### ●MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc. が開発した指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)に対する著作権及びその他知的財産権は、全てMSCI Inc. に帰属します。MSCIでは、かかるデータに基づく投資による損失に一切責任を負いません。

#### ●NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が作成している国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指標で、一定の組入基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算され、当該指標に関する一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

#### ●シティ世界国債インデックス(除く日本)

「シティ世界国債インデックス」は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

#### ●JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド指数

「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド指数」とは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド指数」は、「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド指数(ドルベース)」をもとに委託会社が円換算ベースに計算したものです。

# 運用実績

(基準日:2016年7月29日)



(注)基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

### 主要な資産の状況

#### PRUグッドライフ2040

資産の種類	投資比率
PRU国内株式マザーファンド	31.36%
PRU国内債券マザーファンド	40.81%
PRU海外株式マザーファンド	18.85%
PRU海外債券マザーファンド	6.19%
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	2.79%
合計(純資産総額)	100.00%

#### PRU国内株式マザーファンド

組入上位業種	投資比率
電気機器	11.62%
輸送用機器	9.33%
情報・通信業	8.15%
銀行業	7.27%
化学	6.06%
医薬品	5.61%
食料品	5.01%
小売業	4.68%
機械	4.66%
陸運業	4.39%

種類	組入上位10銘柄	業種	投資比率
1 株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3.63%
2 株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.05%
3 株式	日本電信電話	情報・通信業	1.84%
4 株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.58%
5 株式	KDDI	情報・通信業	1.52%
6 株式	日本たばこ産業	食料品	1.32%
7 株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.30%
8 株式	本田技研工業	輸送用機器	1.27%
9 株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.17%
10 株式	ソニー	電気機器	1.14%

#### PRU国内債券マザーファンド

種類別構成	投資比率
国債証券	83.96%
地方債証券	6.89%
特殊債券	5.91%
社債券	2.53%
現金・その他の資産 (負債控除後)	0.70%
合計	100.00%

種類	組入上位10銘柄	投資比率
1 国債証券	第118回利付国債(5年)	1.02%
2 国債証券	第120回利付国債(5年)	0.94%
3 国債証券	第121回利付国債(5年)	0.94%
4 国債証券	第113回利付国債(5年)	0.94%
5 国債証券	第338回利付国債(10年)	0.90%
6 国債証券	第126回利付国債(5年)	0.86%
7 国債証券	第124回利付国債(5年)	0.86%
8 国債証券	第123回利付国債(5年)	0.86%
9 国債証券	第117回利付国債(5年)	0.86%
10 国債証券	第327回利付国債(10年)	0.83%

# ▢ 運用実績

## 主要な資産の状況

### PRU海外株式マザーファンド

通貨別構成	投資比率
米ドル	64.84%
ユーロ	11.92%
英ポンド	7.78%
加ドル	3.92%
スイス・フラン	3.60%
その他	7.95%
合計	100.00%

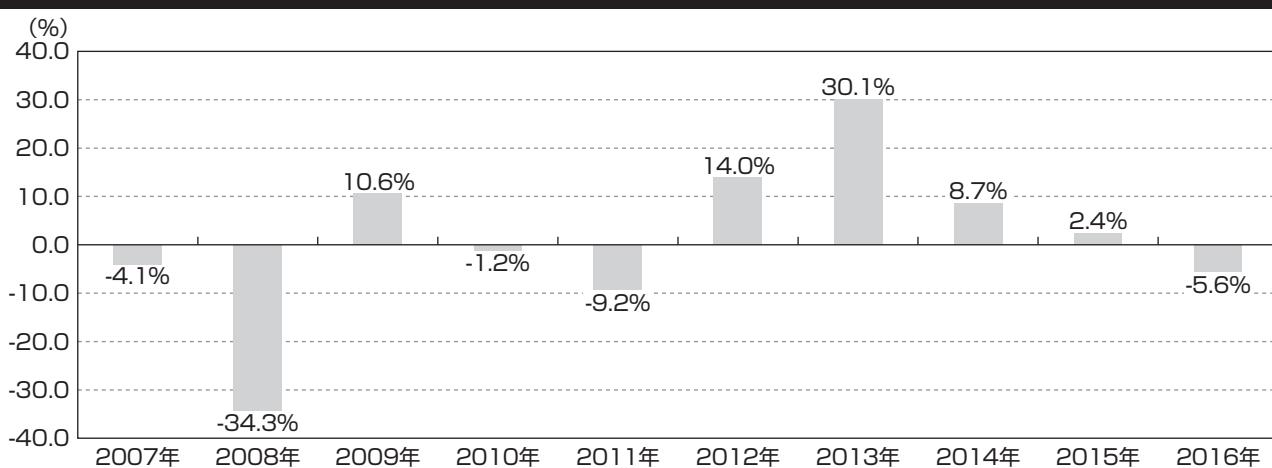
	国	組入上位10銘柄	業種	投資比率
1	アメリカ	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.83%
2	アメリカ	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	1.33%
3	アメリカ	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	1.17%
4	アメリカ	JOHNSON & JOHNSON	医薬品バイオテクノロジーライフサイエンス	1.08%
5	アメリカ	AMAZON.COM INC	小売	0.95%
6	スイス	GENERAL ELECTRIC CO.	資本財	0.92%
7	アメリカ	FACEBOOK INC-A	ソフトウェア・サービス	0.90%
8	アメリカ	AT&T INC	電気通信サービス	0.82%
9	スイス	NESTLE SA-REGISTERED	食品・飲料・タバコ	0.79%
10	アメリカ	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	0.74%

### PRU海外債券マザーファンド

通貨別構成	投資比率
米ドル	43.16%
ユーロ	40.66%
英ポンド	7.81%
その他	8.36%
合計	100.00%

	国	種類	組入上位10銘柄	クーポン	償還日	投資比率
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.125%	2021年5月15日	4.24%
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.750%	2018年1月31日	3.51%
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.500%	2024年5月15日	3.40%
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.625%	2019年4月30日	3.19%
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.375%	2018年12月31日	3.03%
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.250%	2024年11月15日	2.72%
7	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	8.500%	2023年4月25日	2.64%
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.625%	2019年12月31日	2.62%
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.000%	2021年11月15日	2.56%
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.625%	2020年8月15日	2.54%

## 年間收益率の推移



(注1) ファンドの年間收益率は、基準価額を使用して計算しております。

(注2) 2016年は7月末までの收益率です。

(注3) 当ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。  
※最新の運用実績は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

# □ 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購入価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が指定する期日までに、販売会社にお支払いください。
換金単位	1口単位とします。
換金価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、お申込受付日から起算して5営業日目よりお支払いします。
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所もしくはロンドン証券取引所またはニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日の場合は、申込みの受付は行いません。
申込締切時間	お申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。
購入の申込期間	平成28年3月11日～平成29年3月10日 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	該当事項がありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止することがあります。
信託期間	平成13年3月16日から平成52年12月10日までとします。
繰上償還	以下の事由が生じた場合等には、繰上償還となることがあります。 ・繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	12月10日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて分配します。 ※分配金をお受取りになる「一般コース」と分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。 ※販売会社により取扱い可能なコースが異なります。
信託金の限度額	3,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に運用報告書を作成します。交付運用報告書は、販売会社を通して受益者に交付します。運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。

# □ 手続・手数料等

## ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	お申込受付日の翌営業日の基準価額に、 <u>3.24%(税抜3.0%)</u> を上限として、販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等の対価です。			
信託財産留保額	該当事項がありません。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	<p>純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。</p> <p>運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率</p> <p>※運用管理費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときに投資信託財産から支弁します。</p>			
	計算期間		信託報酬の配分	
			委託会社※1	販売会社※2
	第1期計算期～第10期計算期 (2001年3月16日～2010年12月10日)	年1.8144% (税抜1.68%)	年0.864% (税抜0.80%)	年0.864% (税抜0.80%)
	第11期計算期～第20期計算期 (2010年12月11日～2020年12月10日)	年1.5984% (税抜1.48%)	年0.756% (税抜0.70%)	年0.756% (税抜0.70%)
その他の費用・手数料	第21期計算期～第30期計算期 (2020年12月11日～2030年12月10日)	年1.3824% (税抜1.28%)	年0.648% (税抜0.60%)	年0.648% (税抜0.60%)
	第31期計算期～第40期計算期 (2030年12月11日～2040年12月10日)	年1.1664% (税抜1.08%)	年0.54% (税抜0.50%)	年0.54% (税抜0.50%)
	上記は平成28年7月末現在の消費税率に基づいて記載しております。			
	※1 委託した資金の運用の対価 ※2 運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 ※3 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価			
・投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(消費税相当額を含みます。)および受託会社が立替えた立替金の利息等は、投資信託財産からその都度支弁します。 ・目論見書および運用報告書等の作成に係る費用等 純資産総額の年0.05%を上限に、かつ当該費用の実費の額以内の額を、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日ならびに毎計算期末および信託終了のときに投資信託財産から支弁します。 ・ファンドの監査費用 純資産総額の年0.0054%(税抜0.005%)を上限とし、かつ当該費用の実費の額以内の額を、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日ならびに毎計算期末および信託終了のときに投資信託財産から支弁します。 ※これらの費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することができません。				

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

# 手続・手数料等

## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は平成28年7月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※"Prudential"、"PGIM"、ブルデンシャル・ロゴおよびロック・シンボルは、ブルデンシャル・ファイナンシャル・インクおよびその関連会社のサービスマークであり、多数の国・地域で登録されています。

※ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社は、世界最大級の金融サービス機関ブルデンシャル・ファイナンシャルの一員であり、英国ブルーデンシャル社とはなんら関係ありません。